

電気化学会北陸支部内規

第一条 電気化学会北陸支部規約（以下、規約と称す。）を補足するために、内規を定める。

第二条 電気化学会北陸支部（以下、本支部と称す。）に維持会員をおくことができる。

第三条 維持会員は、本支部の趣旨に賛同する法人とする。

第四条 維持会員は別に定める維持会費を納めるものとする。

第五条 維持会員から、常議員を若干名選出することができる。常議員は、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第六条 規約第十一条におけるその他は、本支部維持会員による維持会費、個人会員および維持会員の寄付金等をもってあてる。

第七条 本支部に若干名顧問をおくことができる。顧問は支部長経験者の中から支部長が推薦し、幹事会で決議する。顧問は支部長および幹事の諮問に応じ、また、幹事会に出席して意見を述べることができる。

第八条 本支部の幹事を務め、本会に対し功績のあった者を名誉幹事とすることができる。名誉幹事は支部長が推薦し、幹事会で決議する。名誉幹事は幹事会に出席し、意見を述べるすることができる。

第九条 支部長は支部事務局業務に携わる者について、総務幹事、会計幹事を置くことができる。

附則 一. この内規は、平成 16 年 1 月 23 日より、適用する。

二. この内規は、本支部総会で改正できる。

附則（平成 22 年 1 月 22 日）

改正後の第八条、第九条の適用は平成 22 年 1 月 22 日からとする。

維持会費： 一口 10,000 円とし、口数の上限は定めない。